

日本のひなた宮崎 国スポ 延岡市弁当調達要項

1 趣 旨

この要項は、延岡市で開催する「日本のひなた宮崎 国スポ」(以下、「大会」という。)に参加する選手・監督、役員、視察員、報道員及びその他関係者(以下「大会参加者」という。)に提供する弁当の調達について必要な事項を定める。

2 実施方法

日本のひなた宮崎国スポ・障スポ延岡市実行委員会(以下「実行委員会」という。)は、関係機関等と十分な調整を行い、大会参加者の弁当調達業務を実施する。

3 弁当調達計画

弁当調達においては、あらかじめ必要数を把握し、適切な計画を作成するものとする。

4 弁当の種類

- (1) 斡旋弁当 選手・監督、視察員及び報道員等に対して斡旋する弁当をいう。
- (2) 支給弁当 大会役員、競技役員、競技補助員、競技会係員、競技会補助員等に対して支給する弁当をいう。

5 調達期間

調達期間は、斡旋弁当にあつては大会の開催期間(公式練習日を含む。)、支給弁当にあつては大会の準備、運営等に係る業務に従事する期間のうち、実行委員会が必要と認める期間とする。

6 弁当調製施設の選定及び取消

- (1) 弁当調製施設については、別に定める延岡市弁当調製施設選考基準に基づき、保健所の協力を得て実行委員会が選定する。
- (2) 実行委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、選定を取り消すことができる。
 - (ア) 食品衛生法その他関係法令に基づく許可の取消し、営業の全部または一部の禁止若しくは期間を定めて停止処分を受けたとき。
 - (イ) 食品衛生法その他関係法令に基づく改善命令及び指導に速やかに従わないとき。
 - (ウ) 弁当調製施設の業務を無断で第三者に委託したとき。
 - (エ) その他、実行委員会が不相当と認めたとき。

7 弁当の料金

弁当の料金は、日本のひなた宮崎 国スポ・障スポ（宮崎県）宿泊要項に準じるものとする。

8 弁当の発注

発注方法については、実行委員会が数量を取りまとめの上、選定された弁当調製施設に対し発注する。

9 弁当引換所の設置及び弁当の引換え

競技会場に弁当引換所を設置し、保健所等の関係機関の指導に基づき、適正な管理のもと弁当の引換えを行うものとする。

10 弁当調達業務の委託

実行委員会は、この要項に定める業務の全部又は一部を委託できるものとする。

11 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。
- (2) 競技別リハーサル大会における弁当調達についても、必要に応じてこの要項を準用する。